

15 のいす「当事者の顔」深澤武久氏



最高裁判所判事 深澤武久

私は最高裁判所判事に就任する前に40年の弁護士生活を経験しました。弁護士が事件に関わる最初の一步は、事件の当事者と顔を合わせ、関係資料を参考にしながら話を聴くことから始まります。当事者がどのような人間なのか、事件の実相を理解するためですが、それは同時に当事者を理解することにつながり、事件と当事者を一体として認識することになるのです。弁護士は取り扱う事件について常に事件と具体的な人間が結びついており、当事者の顔が見えているのです。

訴訟の結果について、当事者と喜び、あるいは悲しむのは単に協同して仕事をした結果であるからだけではなく、たとえ部分的であるにしてもお互いに人間として理解しあえたことが根底にあるからであろうと思われます。

弁護士にとって具体的な人間と結びつかない抽象的な事件は、過去の判例、文献の中に見いだすものにすぎません。

ところが、最高裁判所における審理の対象は一・二審の審理の結果を記載した事件記録であり、当事者と会うことはなく事件の当事者がどのような人間なのかを知る機会もありません。

このことは事件を客観的見地から法律的、理論的に判断する法律審としての責任を果たしやすくしている面があることは否定できません。しかし、弁護士生活の長かった私には、当事者の顔が見えないことが気になり、何か落ち着かないものを感じさせるのです。記録を検討しても関係者の具体的な人間像がつかみにくいのです。法律論の是非とは別にして裁判の結果が関係者の生活、心情にどう影響するのだろうか、どのような受け止め方をされるのだろうかなどということに思いをはせると気の重いものがあります。記録の中に当事者の写真などがあると、まったく合理性のないことが分かっているにもかかわらず、なぜかホッとしたものを感じている自分に内心苦笑することの多い日々を重ねております。

(平成 15 年 1 月記)